



通販サイト・クレジットカード会社・宅配便業者を騙る偽SMS・メールにご注意ください

Q. 通販サイトから「お支払方法に問題があります」とのメールが届きました。本当なのでしょうか。

A. フィッシング詐欺メールの可能性がります。メールやSMS（ショートメッセージサービス）に添付されたURLにはアクセスせず削除しましょう。

実在の通販サイト・クレジットカード会社・銀行・宅配便事業者・公的機関などを名乗ってSMSやメールを送り、重要な個人情報を騙し取るフィッシング詐欺が最近また増加しています。よく使われる言い回しとして、通販の場合は「不正利用が確認された」「アカウントで異常な動作があった」、金融機関の場合は「カードの不正な取引があった」「本人の利用確認

のため」「回答がないとカードを利用制限する」、宅配便の場合は「ご不在のため持ち戻りました」、携帯電話の場合は「携帯電話料金の未納」「通信サービスの停止と契約解除通告」というものがあります。レイアウトが本当の事業者のものとよく似ていても、こうした内容には警戒心を持ちましょう。自治体や公的機関を名乗り「給付金がある」「還付金がある」「未払いの税金がある」というメールもありますが、すぐに返信せず、公式HPを確認するなど、冷静に真偽を確認しましょう。

URLにアクセスしてIDやパスワードを入力してしまった場合は、公式サイトに連絡しすぐにIDやパスワードを変更するほか、カード会社に連絡しクレジットカード番号変更の相談をしてください。困った際は消費者センターにご相談ください。

《消費者相談》まずは電話で相談を

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188